

令和2年2月26日 旧JA土佐香美 損害賠償請求控訴審判決について

本訴訟において被告（旧JA土佐香美）は、原告らの請求原因が、安全配慮義務違反を理由とする債務不履行及び不法行為であるとの主張に対して、第1審に引き続き義務違反はない旨を反論し、かつ、損害額につき、原告らの既往症の有無に係る寄与額を争いました。

判決では、労働環境等について問題となり、業務内容からも相当因果関係、つまり一定の原因行為と結果とのつながりが社会生活観念上も通常予想できるとして、当方の主張は認められませんでした。

原告らが所属していた労働組合との協議経過等を詳細に主張し、安全配慮義務を果たしてきた旨を主張してきましたが、JAの主張が全面的に受け入れられなかったことは非常に遺憾であります。

本判決は、JA運営への影響もありますので、判決内容を踏まえ慎重に対応を致します。

高知県農業協同組合
代表理事組合長 武政盛博